

建築基準法施行規則 10 条の 3 の法改正に伴う訂正

- (1) 法規テキスト p 127 本文 21 行目から 36 行目を次のように訂正してください。
(以下を切り貼りしてお使いください。)

2項 次の一号と二号の建築物には、接道義務が生じない。
(接道と同等とみなす。道路でなく道に接するので
良い等。)

一号+ 規則10条の3第1項、3項

幅員 4 m 以上の**道**(規則10条の3第1項により、**農道等 or 位置指定道路の基準に適合する道**)に 2 m
以上接する建築物のうち、用途・規模に関し
省令(規則10条の3第3項)で定める基準に適合するもの

→**用途**(規則10条の3第3項一号)

道の区分に応じて用途が決まる。

イ **第1項第一号に規定する道**

(**農道等、公共の用に供する道**)

→法別表1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外
(劇場等以外)

ロ **第1項第二号に規定する道**

(**位置指定道路の基準に適合する道**)

→・一戸建ての住宅

・長屋

・法別表2(イ)項二号の用途(兼用住宅)

→**規模**(規則10条の3第3項二号)

延べ面積500㎡以内

⇒特定行政庁が支障がないと認めるもの

二号+ 規則10条の3第4項

①敷地の周囲に広い空地を有する建築物

②**農道等、公共の用に供する道**(幅員 4 m 以上)に
2 m 以上接する建築物 (**用途・規模の限定なし**)

③十分な幅員の通路で、道路に通ずるものに接する
建築物

⇒特定行政庁が支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

- (2) 法規項目別問題集 p 267 の No. 734 と No. 738 の解説を次のように訂正してください。
No. 734～738 が該当する問題ですが、設問、正誤に影響はありません。
(以下を切り貼りしてお使いください。)

No. 734 解説

法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』(規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。)に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。

No. 738 解説

法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項二号及び規則10条の3第4項二号により、「幅員4m以上の農道や港湾管理者が管理する公共の用に供する『道』に2m以上接する建築物(用途・規模の限定なし)」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて(建築審査会の同意を得て)「許可」したものは建築することができる。

- (3) 法規年度別問題集の解説を次のように訂正してください。
(以下を切り貼りしてお使いください。)

① p 85 令和4年 No. 14 肢1 解説

1. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』(規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。)に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。設問の河川管理者が管理する公共の用に供する道は、規則10条の3第1項一号に該当する。

② p 135 令和3年 No. 15 肢3 解説

3. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項二号及び規則10条の3第4項二号により、「幅員4m以上の農道や港湾管理者が管理する公共の用に供する『道』に2m以上接する建築物（用途・規模の限定なし）」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて（建築審査会の同意を得て）「許可」したものは建築することができる。

③ p 233 令和元年 No. 14 肢2 解説

2. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。

④ p 281 平成30年 No. 14 肢4 解説

4. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。

⑤ p 329 平成29年 No. 14 肢3 解説

3. 正しい。法43条1項により、建築物の敷地は、原則として『道路』に2m以上接しなければならないが、同条2項一号により、「幅員4m以上の『道』（規則10条の3第1項で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、同条3項で定める基準に適合するもの」で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは建築することができる。農道等、公共の用に供する道は規則10条の3第1項一号に該当し、そのとき建築できる建築物は同条3項一号イ及び二号により、法別表1(イ)欄(1)項の劇場等「以外」の用途で、延べ面積が500㎡以内のものなので、設問の建築物は建築することができる。設問の河川管理者が管理する公共の用に供する道は、規則10条の3第1項一号に該当する。

正誤表

2024年2月11日

2024年目標 TAC建築士講座

級	一級
講義	学科
科目	法規
教材	法規テキスト・年度別問題集

日付	頁	誤	正
2/11	法規テキスト P149の29行目	建築審査会の同意は <u>不要</u>	建築審査会の同意 <u>が必要</u>
	法規テキスト P226の30行目	令 <u>15</u> 条	令 <u>11</u> 条
	法規 年度別問題集 P17 令和5年 〔No. 22〕 肢4	欠けがありましたので、以下を切り貼りしてお使いください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">4. 開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者となる場合、作成する設計図書の種類や報酬の額等を書面に記載し、署名又は記名押印をして、契約の当事者間で相互に交付（情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。）しなければならない。</div>	

以上のとおり、訂正をお願いいたします。